



議会だより

平成24年5月1日発行
発行 青森県上北郡横浜町議会
〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
電話 (0175) 78-2111
FAX (0175) 78-2118
編集 議会広報編集委員会



作業は順調。4月末までには終了かな



量も大きさもまあまあ



養殖に必要な稚貝は確保

●24年度一般会計予算 P 2 ~

30億9,000万円 前年度対比3億8,577万7千円の減

限られた財源の中で、住民生活の向上、産業振興、少子・子育て対策
福祉や防災対策などに所要額を確保

●第1回定例町議会 P 4 ~

一般質問に5人登壇 澤谷松大議員、橋本 円議員、秋田義美議員
沖津正博議員、秋田 力議員

●議会事務局職員の異動 P 10

平成24年度町の予算

一般会計予算

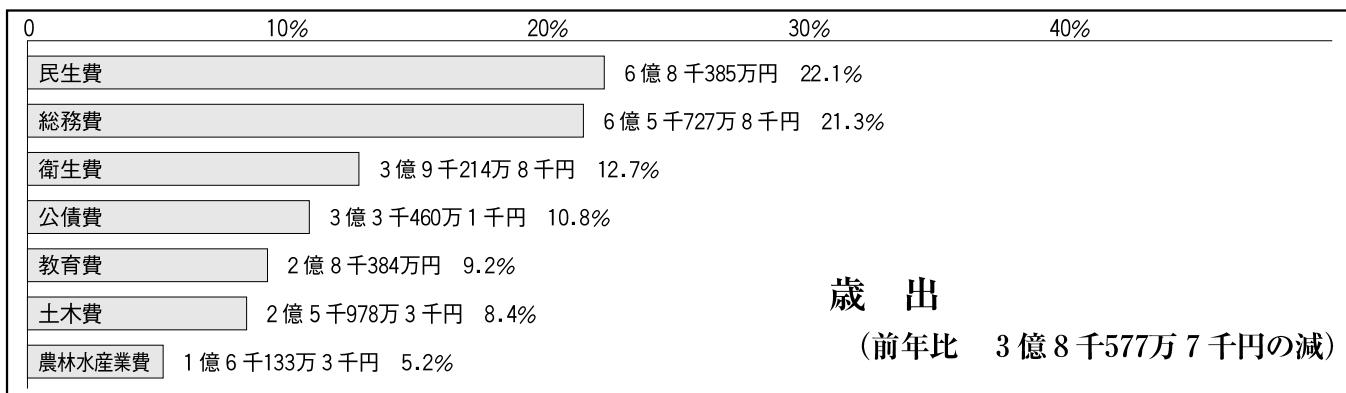
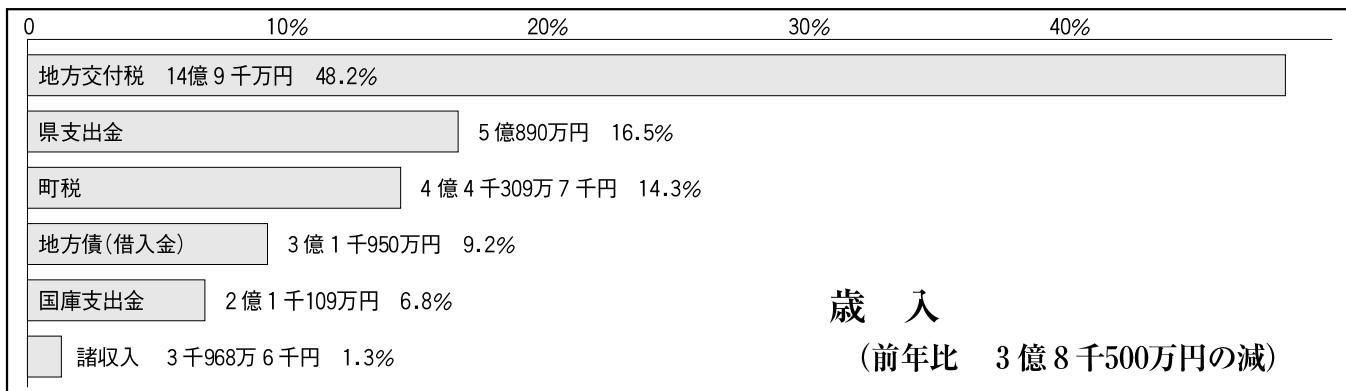
30億9千万円

(前年比 3億8千577万7千円 11.1%の減)

予算編成については、自主財源確保はもとより、行財政改革計画に基づき事務経費の一層の節減に努めると共に、各種補助金や継続事業の見直しを行うとともに福祉対策、生活環境対策など所要額確保に努めました。

第一次産業振興や子育て支援、雇用対策のための予算措置など重点をおきました。

《一般会計 岁入歳出の構成比（主なもの）》



《一般会計予算の概要（歳出）》

議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費
55,085千円	657,278千円	683,850千円	392,148千円	15,059千円	161,333千円
商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費
57,598千円	259,783千円	188,383千円	283,840千円	40千円	334,601千円
諸支出金					予備費
					1,000千円

《主な施策及び予算額等について》

○ <一般会計 新規事業>

①コミュニティバス購入事業	17,700千円
②学校給食センター維持運営基金造成	117,600千円
③横浜町雇用対策事業	15,000千円
④米色彩選別機導入事業補助	4,700千円
⑤地域商業活性化事業補助	3,000千円
⑥住宅耐震診断委託	1,300千円
⑦安全安心住宅リフォーム促進支援事業補助	800千円
⑧三保野1号線側道橋整備事業	16,600千円
⑨国際交流員招致事業	7,240千円
⑩横浜小学校新築基本計画調査委託料	2,000千円

○ <一般会計 繼続事業>

①住基法改正に伴う既存システム改修事業	8,768千円
②百歳祝い金	1,500千円
③子ども医療助成事業(対象者拡充)	12,120千円
④一般廃棄物収集運搬業務委託	15,000千円
⑤合併処理浄化槽設置整備事業補助(単独費分)	2,466千円
⑥馬鈴薯生産振興対策事業	3,672千円
⑦中山間地域等直接支払制度事業	27,365千円
⑧菜の花フェスティバル運営事業	12,945千円
⑨ふるさとのまつり運営事業	7,000千円
⑩道路除雪費	28,362千円
⑪電源立地地域対策交付金事業(土木費)	64,300千円
⑫町営住宅整備事業	98,264千円
⑬中学生海外体験学習事業	2,730千円

《補正予算》

◇一般会計

3,355万2千円を減額し → 37億7,376万5千円へ

◇国民健康保険特別会計

366万6千円を追加し → 8億983万4千円へ

◇介護保険特別会計

1,997万4千円を減額し → 6億4,540万1千円へ

◇後期高齢者医療特別会計

76万4千円を追加し → 3,869万2千円へ

◇下水道事業特別会計

21万8千円を減額し → 1,625万3千円へ

◇水道事業会計

・収益的収入
1,233万2千円を減額し → 7,816万7千円へ

・収益的支出
36万7千円を減額し → 7,891万4千円へ

・資本的収入
2万6千円を追加し → 2,502万7千円へ

○特別会計

○横浜町国民健康保険特別会計 762,908千円

○横浜町介護保険特別会計

・保健事業勘定 642,312千円

・介護サービス事業勘定 4,854千円

○横浜町後期高齢者医療特別会計 41,016千円

○百目木地区農業集落排水事業特別会計 22,128千円

○横浜町下水道事業特別会計 13,589千円

○横浜町水道事業会計

・収益的収入 81,524千円

・収益的支出 78,308千円

・資本的収入 19,437千円

・資本的支出 75,809千円

答 事業内容は、
居宅で家事等手伝い、補
装具生活用品、給付等の相
談事業など。
問 ハルパーが障害者の
障害者自立支援給付
普及費の項目名称を「安
全対策費」とする考え方
はないか。
答 今後検討する。

【主な審議内容】

問 原子力発電施設調査
一般見学会の視察予定団
体は。
答 新町、有畠町内会、
農業委員会、大豆田土地
改良区、家ノ前川組合
漁業者の五団体申込み。
問 「原子力発電施設等
普及費」の項目名称を「安
全対策費」とする考え方
はないか。
答 今後検討する。



予算審査 特別委員会

問 要援護児童対策地域
協議会の委員構成メン
バーと内容は。
答 法務局児童相談所、
保健所、警察署、社会福
祉協議会、むどり保育園、
民児協関係等十五名で構
成、年二回程度会議開催。
問 工事費一式一千万
掛金十%補助で実施して
いるもの。共済支払は四
月以降の確定と聞いてい
る。
答 完成したものの利用
者に迷惑かけている状
態。対応を関係機関と協
議している。
問 要援護児童対策地域
協議会の委員構成メン
バーと内容は。
答 平成二十二年度から
では砂浚渫工事予算足り
ないのではないか。
問 国保世帯減少の要因
など。
答 敬老会に参加出来な
い方の対応は。
問 在宅福祉事業費が減
額されている。施設に入
算措置されていない部分
は考えているのか。
答 予算計上しているの
は実績ベース。利用者が
あれば補正で対応したい。
問 なのはな苑で増床す
ると伺っている。それに
ついては、補正対応する
のか。
答 四十床増床で、なの
はな苑と県の対応にな
る。今の所町は予算計上
の予定はない。
問 地域商業活性化事業
の内容は。
答 二十%プレミア付き
「横浜町共通商品券」の
内容は。
問 横浜市特定期貨券の
内容は。
答 二十九年三月三十一日
まで。三十人、年六回程
度の予算計上。
問 横浜小学校改築等検
討委員会の状況は。
答 今年度基本的な課題
を町、建築家も含めて進
めたい。平成二十八年春
に開校できるようなスケ
ジュールで考えている。

平成24年

第1回定例町議会

平成24年第1回定例町議会は、3月6日(火)から14日(水)までの9日間の会期日程を1日繰り上げ議案28件、専決処分報告2件、副町長の選任に関する同意1件合計31案件を慎重審議し、原案のとおり可決、採択、同意しました。

一般質問には、澤谷松大議員、橋本円議員、秋田義美議員、沖津正博議員、秋田 力議員の5人が登壇し、町当局の考え方をただしました。

審議した主な内容

人事案件



新渡 喜広 氏

任期 平成二十四年四月一日
から平成二十八年三月
三十日まで
副町長選任に同意



梅村 和夫 氏

任期 平成二十四年七月一日
から平成二十七年六月
三十日まで

人権擁護委員推薦可決

◎町有地の財産処分

原案可決

日本ホワイトファーム(株)によるブロイラー農場建設用地

として、財産を処分したいの

正条例
◎町税条例の一部を改正する
原案可決
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため

◎乳幼児医療費給付条例の一部を改正する
原案可決
子ども医療費給付条例の一

◎下北地域広域行政事務組合規約の変更
原案可決

で、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条により提案するもの

約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条により提案するもの

の地方税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正法律等が交付されたことに伴う条例の一部改正

と手数料徴収条例の一部を改正する条例

◎議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

◎火薬類の消費の許可に関する事務が県より事務権限が町へ委譲となるため事務の効率化等に伴う一部改正

◎介護保険条例の一部を改正する条例

◎第五期横浜町介護保険事業計画における年度期間を平成二十四年度から二十六年度までとする

◎町営有畠地区農村基盤総合整備事業の経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎水道事業の設置等に関する条例の一部改正

◎中学生までの子ども医療費を無料化することで、子ども健康の増進、子育て支援を図る

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎平成二十四年七月一日から平成二十四年七月一日から

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎下北地域広域行政事務組合規約の変更

◎地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

児童福祉法の一部が改正されることに伴い「障害児入所施設」呼称が一元化されることが、規約の一部変更する必要が生じたため

◎青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方公共団体数の増減、規約変更について協議する必要が生じたので、議会の議決を要するもの

意見書

福岡県筑後市長他
拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択

不採択

議会閉会中における所管事務調査の付託

議会閉会中に各委員会の所管事項について、調査したいので議会の付託を受けるもの

二月一日国道二七九号線の有畠から浜田町内の中間で大型車がスリップし、通行できな

可決

提出者 大澤弘悦

賛成者 澤谷松大

賛成者 秋田雅敏

一般質問



澤谷 松大 議員

質問一

二月一日～二日の豪雪での町道の除雪はどうであったか

二月一日の豪雪により国道二七九号線において三百台から四百台の車が完全にストップし、車内で一昼夜を過ごさなければならぬ状況にあつた。当日の国道の除雪はともかく町道の除雪はどの様な状況にあつたのか。

答弁（町長）

町内除雪委託業者、日本ホワイトファーム一台合計十三台で頑張ったが作業は困難

質問一

豪雪による被害の把握はどうか

この豪雪によってビニールハウス、家屋の崩壊等の被害はなかつたのか。

答弁（町長）

幸いにも被害報告はない

現在「横浜町豪雪対策本部」においての被害報告は受けていません。

質問二



一般質問



橋本 圓 議員

質問一

「地域防災計画」の策定時期はいつごろか

交通障害により役場から立ち往生状態の現場に行くことが出来ずその方々の連絡は、地元消防団や帰宅していた役場職員の徒歩による巡回や安否確認、避難所への誘導作業が主なものでした。このことを教訓として立ち往生した車輌等に対し、現在の状況や国道開通等の詳細な状況を提供出来る体制づくりを検討していきたいと考えています。

この一年間様々な災害がありました。二十三年三月東日本大震災、九月二十一日の台風十五号、つい最近では二月一日の東風（やませ）による吹雪で約四十キロに及ぶ国道二七九号線の交通渋滞により、町内の学校、集会所に避難したり、車中で一晩過ごした人にもいました。この様に自然災害はいつ来るか解りません。町では平成十八年に「地域防災計画」を修正しています。地震編、風水害編となり六章までのきめ細やかですが、古い内容、これで良いのかと思う箇所があります。町民の安全・安心のための防災計画の策定はいつ頃になるのか。

雪で埋まつた車の援護対応をしていて運転手から今の状況がどの様になっているか聞かれた。当日の連絡状況がどうの様であったか。

雪で埋まつた車の援護対応をしていて運転手から今の状況がどの様になっているか聞かれた。当日の連絡状況がどうの様であったか。

教訓として
詳細な情報を提供できる体制づくりの検討

答弁（町長）

二十四年度中に策定します

平成八年に制定、平成十八年に地震編、風水害等編に修正しております。東日本大震災を踏まえた地域防災計画の修正に反映させることになります。災害時の応急対策検討委員会で、避難所としての適合性、情報収集・伝達体制の見直し、備蓄品の災害時の医療体制、ライフライン等の非常用電源装置の整備、職員の初動体制の見直し、備蓄品や災害時の医療体制などを検討を進め、今年六月頃には項目ごとのマニュアルを作成予定であり、それらを地域防災計画に盛り込み二十四年度中には策定出来るものと思っています。

全町での防災訓練等を考えはないか

質問二



平成二十二年度から役場周辺を訓練場所に防災訓練の実施をしております。来年度以降の防災訓練は、訓練内容検討会議で実施方法を協議するが町民参加型及び地区の持ち回り実施を原則としていきたくと考えております。又、原子力発電所の事故を想定した防災訓練については、むつ下北地区及び北部上北で構成する「原子力発電所に係る関係市町村連絡会議」において広域的な防災訓練の協議について提案していきたいと思っております。

町民参加型及び地区の持ち回り実施を原則としたい

答弁（町長）

はないのか。又原子力発電所の事故を想定した防災訓練はしないのかどうか。

一般質問



秋田 義美 議員

質問一

社会福祉問題の町長答弁は事実と異なるのではないか

又、平成二十三年九月二十一日の仙台高等裁判所の判決においても「社会福祉事業に相当程度従事していた」と付言されています。

かず怠り、放置したことは事実である」との質問に対しでは、「ご質問のような事実はなく、その職員が本務である福祉業務を行っている。」と答弁したとおりであります。

実務であり第四十一回評議会で介護保険事業について兼務することが議決されています。町からの人件費含む運営補助金請求については正当と認めました。

不當利益返還請求権の時効は十年ではないか

質問二

町監査委員はなぜ措置請求棄却したのか

監査の際事実証明を添付した前会長や、前事務局長からこの問題の実情を聞かなかつたのは何故か。又不當利益返還請求権の時効は十年とあるが、町は社会福祉事業に施行規則に基づき補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還を命じるか、自主的に返還するよう促すべきではないか。

平成二十年六月副町長、担当課長は社協での調査をしながら何故「問題ない」と答弁し又町長は九月議会で「ご質問のような事実は全くなく云々」と答弁したのか。これらの答弁は事実と異なると思われるがなぜこの様な答弁をしたのか。

町監査委員は何故施行規則に反して住民の措置請求には理由がないものと判断し棄却したのか。

何故総務課長まで経験した代表監査委員は町条例や施行規則を無視して棄却したのか。

答弁（代表監査委員）

成十五年四月一日付けの横浜町社会福祉協議会の辞令は、事務局次長兼社会福祉活動専門員として発令されていま

補助金返還命令及び自主的な返還を求める考えはない

質問三

平成二十年九月定例議会においての「社会福祉協議会職員が介護保険事業業務に専念し、本務である福祉事業につ

祉事業の補助金に関する条例並びに施行規則により、申請を受け交付決定、事業完了報告の提出

を受け額の確定、補助金精算をしております。平成二十三年九月二十八日の仙台高等裁判所の判決においても「町社会福祉協議会に対する交付決定取り消し」という手続きを経ていないにもかかわらず、直に町が社会福祉協議会に対して不当利益返還請求権を有すると言うことは出来ず、本件全証拠をもつてしても、この判断を左右する事情は見当たりません。事業計画に基づいた社会福祉活動に対する補助金であると判断しており、補助金返還命令及び自主的な返還を求める考えはありません。



沖津 正博 議員

一般質問

答弁（町長）

破損等は保険で対応 国の臨時特例措置に期待



豪雪災害による
「横浜力」の発揮と対策は
産業振興の抜本的強化を

質問一

電話での状況確認、巡回等を行っておりますが、昼夜の作業にもかかわらず追いつかない状況にあります。雪解け後地権者や建物破損等は保険で対応となります。雪解け経費に対する国、県からの支援については、国が市町村に

生した豪雪による対応は「あつたか横浜町」として話題になりました。小さな町ゆえの細かな対応と思いやりの心が功を奏した出来事でした。

豪雪災害による
「横浜力」の発揮と対策は
産業振興の抜本的強化を

質問一

豪雪災害による
「横浜力」の発揮と対策は
産業振興の抜本的強化を

二月一日～二日にかけて発生した豪雪による対応は「あつたか横浜町」として話題になりました。小さな町ゆえの細かな対応と思いやりの心が功を奏した出来事でした。

十二月から続く雪害で町の除雪経費も大幅増となる一方、町民からは「緊急時の情報がない」「雪捨て場が欲しい」など様々な被害も出ております。雪捨て場の確保、町民や高齢者の除排雪への対応、雪解け後の地権者や建物破損等の対応、町除雪経費への国県からの支援などが必要と感じています。これまでの雪害に対する総括と課題、今後の対応について伺います。

山海の恵み豊かな横浜町を生かしきるためにも、農畜漁業を中心とした生産、加工、販売の戦略を練り、生産者や加工販売者を確実に育成していくための知恵を結集出来る協議の場及び指導体制が必要と考えます。

新しく始まる農水省による青年就農給付金事業等を契機に抜本的な町産業振興の強化と育成のため町長の所見を伺います。

またTPP参加問題や産業振興を含めた講演会、シンポジウムを積極的に開き行動していくことを求めます。

生産から販売までいかにしで付加価値をつけるか従来より検討課題になっておりますので、当町の特産物のながいもやホタテ等の加工品の開発を関係団体等と協議しながら進めて行きたいと考えております。

答弁（町長）

生産から販売までいかにして付加価値を付けるか課題

直接支援する臨時特例措置を実施する意向を示しており三月中に正式決定の予定です。

災害的な雪害から住民生活を守るため、どのような対策、対応が必要であるのか今後の検討課題です。

対応が刻一刻と変化しながらも、一層「食」は今日の重要なテーマとなっています。

道の駅始め産直活動や、安心、安全の消費嗜好の高まりは食料・食品のニーズの多様化と合わせモノづくりと消費需要の情勢は刻一刻と変化しながらも、下北ブランド開発推進協議会での横浜町の認証商品は地元産食材として道の駅での野菜等を利用しております。

加工関係では各産業団体の下部組織等で構成する「なたね」の会が道の駅に出品しております。下北ブランド開発推進協議会での横浜町の認証商品はナマコ加工品。なたね茶、ドレッシング、蜂蜜等があります。

漁業関係では、ホタテ貝殻敷設漁場造成事業の調査結果では稚ナマコの生育数が多く今後の生産維持向上が期待されます。又横浜ブランドとしての「よこはまナマコ」の商標登録に現在漁協理事会で検討しております。

ます。

TPPによる影響は第一次産業だけでなくあらゆる分野に及ぶものと理解しておりますので、議会はじめ各産業団体とも連携をとつていきたいと考えております。

質問二

原子力防災対策の万全を

福島原子力対策を踏まえ昨年六月に原子力防災の体制強化を図るため「原発に係る関係市町村長会議」が発足しました。県は新年度から原子力防災関連設備の拡充のため関係八町村へ交付金制度を創設すると伝えられており、県の核燃税収入からまかなわれるようです。

これまで町は原発事故以降原子力災害の防災対策を検討を前にどの様な対策を講じているのか。

また下北半島防災連絡会議と連携をとりながら、三月下旬には関係市町村との災害時の被災者救出、物資応援など応援協定が締結予定とも報じ

られていますが内容はどのようなものか。更には関係市町長会議ではどのようなことが検討されているのか。

答弁（町長）

防災対策の確立と住民の安全確保のための資機材等を整備をしたい

交付金の用途は公共施設に係る整備・維持補修、福祉対策、地域活性化、防災安全対策等となっています。防災計画に基づいて防災対策の確立、住民の安全確保のための資機材等を整備したいと考えています。

又原子力災害時応援協定（案）の内容は、①食料、飲料水及び生活必需品、その供給に必要な資機材の確保②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の確保等六項目の協定をすることとなります。

また市町村長会議では下北半島縦貫道路の早期全線整備及び国道二七九号線の改良整備、避難先の確保などについて県知事へ要望したいと話して合われております。

一般質問



秋田 力 議員

質問一

町総合振興計画に基づく実施計画策定内容は

町総合振興計画を今まで四回策定をし、第四次計画が平成二十二年度で終了しましたが第四次、第五次の事業等の実施計画について伺います。

①第四次で経過した事業名と進捗率②第五次のと実施計（三ヶ年のローリング方式）が策定していれば主な事業名

又平成二十二年度から二十七年度までの主な事業として横浜、百目木、源氏ヶ浦漁港地域水産物供給基盤整備事業、菜の花フェスティバル及び屋外運動場整備事業、管内外学校コンピューター整備事業などで進捗率は事業費ベースで五十三・三%となつております。

七年度までの主な事業として農道整備事業、橋梁補修事業、防災無線設備デジタル化事業、雪寒機械整備、福祉バス等運行事業、横浜小学校舎及び屋外運動場整備工事、学校給食センター建て替え事業、スクールバス運行事業、中学生海外体験学習などとなっています。

町づくりの方向性と目標を達成するための手法を明確に

答弁（町長）

第四次、第五次計画とも基本構想と基本計画による策定となっており、町づくりの方向性と目標を達成するための手法を明確にする構成となつています。

二十一年度までの主な事業は横浜、百目木、源氏ヶ浦漁港業、加工センター新築事業、地域水産物供給基盤整備事業、菜の花フェスティバル及び夏まつり運営事業、町道及び農道整備事業、公共下水道及び合併処理浄化槽整備事業、高規格救急自動車及び小型動力ポンプ付積載者購入事業、統合保育所整備事業、横浜中学校屋外運動場整備事業、管内外学校コンピューター整備事業などが東通原発及び六ヶ所核燃料サイクル施設の隣接の町として再稼働・試験操業をどの様に考えているか。

- ①東通原発及び六ヶ所核燃料サイクル施設の隣接の町として再稼働・試験操業をどの様に考えているか。

原子力災害に対する認識は

質問一

答弁（町長）

原子力安全の確保には 深層防護の追求が 不可欠である

①東通原子力発電所の再稼働、六ヶ所核燃料サイクル施設の試験操業は、国が示した「緊急安全対策」「外部電源の信頼性の確保」「シビアアクシデントへの対応」により業者が実施した対策、国、県の確認結果により、事故防止対策を早急に実現する。原子力安全の確保には深層防護の追求が不可欠であるとの原点に立ち戻り、原子力施設の安全性を全面的に保障出来るよう安全対策を講じ、国の責任の下で着実に推進していくこと、周辺市町村としての意見を反映して頂くよう強く要望していきたい。

②町に隣接する東通原子力発電所から三十kmの区域となりますと、横浜町全体がUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）区域内となり、モニタリングの結果によつては全町民が町外へ避難することになります。防災計画（原子力編）の改訂と合わせて検討することとなります。地域防災計画に関してもは、全国農業組合連合会青森県支部が独自検査、ホタテに関するも漁業組合独自の検査を行つており問題はありません。

④下北半島縦貫道路の早期全線整備、国道二七九号線の改良整備の促進。

農林畜産物等については、風評被害の拡大防止のため、国が具体的な安全基準を明確にして一元的に検査を行い、安全確認を行うよう要望する。

国県からの財源支援は国、県において電源三法交付金制度を維持確保するよう要望する。

の策定後に周知します。
③関係機関からの情報によると肉用牛関係で損害賠償請求しており、七月から十二月分で二十八戸、百六十四頭が事業請求されております。牛乳

の検査を行つており問題はありません。

①社会福祉協議会からの補助金要望の内訳と当初予算に計上した補助金の内訳を具体的に伺いたい。
②基本的に社会福祉協議会積立金相当額を補助金要望額から単年か複数年で減額し交付することが望ましい処理の仕方と思っています。業務委託補助金の交付方法と数千万円の積立金額を考慮して予算計上してあるのかどうか。

社会福祉協議会への 補助金交付は適正か

質問二

適正な事業運営、補助金の あり方を検討したい

答弁（町長）

一月一日～一月 やませ豪雪除排雪対策は やませ豪雪除排雪対策は

①県管理の国道の徐排雪で業者に地域の特性の把握、危機管理の甘さがあつたのではないか。天気予報等により二十四時間の早期除雪体制をとつていればあのようなトラブルがなかつたのではないか。

②国道の通行止めの影響により町道除雪が遅れた原因でないか。マニュアル等作成し万全を期して頂きたい。

③立ち往生の運転手は情報がなく非常に不安だった。情報伝達手段を関係機関と協議して欲しい。

④浜田～吹越、善知鳥までの農免道路の冬場の通行体制の検討が必要でないか。

時期がありました。町の財政状況や社会福祉協議会が管理する基金の状況、福祉事業に欠かせない車輌や事務用機器の更新、運転資金の確保などを含め町社会福祉協議会と協議しながら適正な事業運営、補助金のあり方を検討したいと考えております。

国道管理の上北県民局と 情報伝達や情報の 共有化を図る

質問四

国道管理の上北県民局と 情報伝達や情報の 共有化を図る

①国道の徐排雪は県管理で行っており従来より町民からの苦情・要望等国道管理の上北県民局へ内容を連絡しています。

②③立ち往生した車輌が桧木から浜田踏切以北のむつ方面まで連なり、役場から現地まで行くことが困難な状況であり、地元消防団や帰宅している役場職員の徒歩による巡回や安否確認などで急場をしきました。これを教訓に情報伝達手段や情報の共有化について上北県民局、警察署、消防署、消防団等の関係機関と検討・協議していきたいと考えています。

④迂回路としての浜田・大豆田間又浜田・桧木間の農免道路の除雪作業を試みてみます。



たが思うように進まず断念した経緯があります。迂回対策として浜田・善知鳥間の農免道路の確保も視野に入れ豪雪対策本部等で検討したいと考えております。

質問五

事務組織(機構)と臨時職員の体制は

①機構改革(グループ制度)を総括し検討の概要をお知らせ願いたい。

②臨時職員が相当在籍している。採用理由と在籍数、何%か。勤務年数ごとの状況がどうであるか。

③臨時職員の採用は町長の裁量権ですが役場管理職員の家族もいるようです。一般町民にも働く機会を与える意味から改善する考えはあるのか。

住民サービスが低下することのないよう「グループ制の導入

答弁(町長)

①職員数が年々減少する中で平成十七年二月に策定した「横浜町行財政改革推進チーム会議」を設置し事務分掌の

見直しなど行い平成十八年四月に移行しました。五年が経過し、行政事務の変化や事務量の増減、住民への行政サービスの適切な供給など現組織体制の検証を昨年十二月行っております。事務改善委員会を設置し問題点の洗い出し、それに対する対策など現在検討しております。

②事務改善委員会において、職員への意見聴取やアンケート、町民の方々からのご意見などを参考に検討したいと考えております。

③臨時職員はパートを除き三十二名で平成二十三年四月における町職員数が七十三名で全体の三十%となつております。勤務年数ごとの状況は十一年以上が九名、五年以上が六名、三年以上が四名、三年未満が三名です。採用理由としては従来から臨時職員で対応している給食センター調理員、医務員の退職不補充に伴う採用、通常業務の事務助手としての採用となっています。

④町行政運営を進めるための貴重な人材となつております。今後優秀な人材を確保す

るため課長会議等で採用方法について検討していきたいと考えています。

質問六

公立野辺地病院の概要は

公立野辺地病院は十年度に策定した計画が困難になり、今年度から三ヶ年計画で休床病床を介護型老人保健施設転換し収入増を図る方針案の様ですがその内容について伺いたい。

又三ヶ町村の今年度の負担金が単年度で一億円とされておりがその使途と各町村の負担割合を示して欲しい。

赤字の大

きな要因は何なのか。

答弁(町長)

介護療養型老人保健施設を開設し医業収入を増加経営の健全に取り組む

平成二十二年度資金不足比率が経営健全化基準を上回る計画を策定運営してきました。透析医療の休止、看護体制七対一の入院基本料の断念など今年度の医業収入が大幅に減収しました。二十四年度から三ヶ年で進める経営健全化計画(案)の新たな収入確保手段として介護療養型老人保健施設への転換が主要方策として示されています。

現在休所している南病棟を医療型療養病棟へ、本館四階の療養病棟を介護型老人保健施設へ転換するものです。

一億円の増額は現計画の期間五年間で構成三町村は不良債務解消分として合計九億五千円を特別負担金として年に二億円づつ病院へ繰り出しております。しかし二十三年度分見込んだ収益が一億円不足するため、野辺地町が七十四・四三%横浜町が十二・二二%六ヶ所村が十三・三五%を負担するものです。

又赤字の大きな要因は医師不足医業収入の減で脳神経外科や産科医師の不在による影響が大きかったと思われます。

率が経営健全化基準を上回る経営悪化となつたため、五年を期間とした病院経営健全化計画を策定運営してきました。透析医療の休止、看護体制七対一の入院基本料の断念など今年度の医業収入が大幅に減収しました。二十四年度から三ヶ年で進める経営健全化計画(案)の新たな収入確保手段として介護療養型老人保健施設への転換が主要方策として示されています。

現在休所している南病棟を医療型療養病棟へ、本館四階の療養病棟を介護型老人保健施設へ転換するものです。

一億円の増額は現計画の期間五年間で構成三町村は不良債務解消分として合計九億五千円を特別負担金として年に二億円づつ病院へ繰り出します。しかし二十三年度分見込んだ収益が一億円不足するため、野辺地町が七十四・四三%横浜町が十二・二二%六ヶ所村が十三・三五%を負担するものです。

又赤字の大きな要因は医師不足医業収入の減で脳神経外科や産科医師の不在による影響が大きかったと思われます。

△定期年退職
杉山敏行
議会事務局長
平成二十四年三月三十一日付

△議会事務局へ
高橋敏広
議会事務局長
(総務課より)
平成二十四年四月一日付

議会事務局職員に次のとおり人事異動がありましたのでお知らせします。



議会を傍聴しませんか

3月議会傍聴者は11名でした。町の動きを知るよい機会です。多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化の一つです。みなさんの傍聴をお待ちしています。

次の定例会は6月です。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

T E L 78-2111 内線430・431